



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度保健師中央会議
行政説明 資料6

生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

第1のネット

社会保険制度・労働保険制度

第2のネット

求職者支援制度
(H23.10~)

生活困窮者自立支援制度
(H27.4~)

第3のネット

生活保護制度

- ・最低生活の保障
- ・自立の助長

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はない。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応。
- 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い。そのため、アウトリーチも行いながら早期に支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。



生活困窮者自立支援制度の体系

R6年度予算：531億円
+ R5年度補正予算：30億円

来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携のお願い

生活困窮者を早期に把握し、健康増進も含めた支援につなげるため、連携をお願いします。

※具体的な連携方策についてはこちらの通知をご参照ください

生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について（令和5年6月26日付け健健発0626第1号・社援地発0626第1号、厚生労働省健康局健康課長、社会・援護局地域福祉課長連名通知）



通知掲載先

[https://www.mhlw.go.jp/
content/001115388.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001115388.pdf)

衛生担当部局内における生活困窮者自立支援制度の周知



地域の自立相談支援機関等との「顔の見える関係」づくり

自治体の生活困窮者自立支援制度担当や、自立相談支援機関等の担当者と、具体的な連携方法について予め確認しておくとスムーズに連携することが可能になります。



自立相談支援機関へのつなぎ

健康診査・健康相談等において、生活にお困りになったときは、自立相談支援機関への相談を勧めていただくようお願いします。



必要に応じて支援会議・支援調整会議
への参加もお願いします

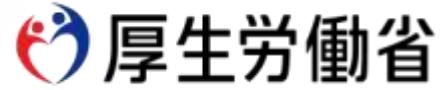
自立相談支援機関からのつなぎへの対応

自立相談支援機関において、相談者が生活習慣や健康状態に関する課題を抱えていることを把握した際には、保健師や管理栄養士、健康診査・健康相談・健康教育等におつなぎすることができます。その際には、適切なご対応をお願いします。

地域の自立相談支援機関はこちらからご確認ください

<https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>





ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考資料

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

【実績等】

- ・322自治体（36%）（R4）
- ・対象ケース数16,853件（R4）

対象者

- ・病気や障害等の影響で、判断能力が不十分であることにより、自身の状況を客観的に判断することができず、自ら支援を求めることが困難な生活困窮者
※判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。
- ・複合的な課題を抱えていたり、同一世帯の各世帯員がそれぞれ異なる課題を抱えていたりするなど、支援に当たって関係機関・関係者の間で情報連携が必要となる生活困窮者

概要

地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われる者／生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、今後の支援の方針や役割分担、見えてきた地域課題等の解決方法について議論。

※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

法に基づく守秘義務あり

自立相談支援機関等の制度関係者
社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
NPO等の民間団体、地域住民



資料又は情報提供等
の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の
関係機関・関係者等

類似の他法に基づく会議体との合同開催可

改正ポイント

※令和7年4月～対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、
調整会議（生活保護法）・支援会議（社会福祉法）との相互連携の努力義務あり。

期待される効果

- ・深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができる。
- ・関係機関がその役割に応じて責任を持って関わる体制づくりができるなど、より良い支援を行うことができる。
- ・個別の事案の議論を通じて地域課題や不足している社会資源等が明らかとなり、地域づくりにもつながる。

自立相談支援事業

【実績等】

- ・907自治体1,387か所 (R4)
- ・新規相談受付件数353,095件 (R4)
- ・プラン作成件数100,457件 (R4)

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

※令和7年4月～ 必ず就労準備支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。 ←  ページ上へ

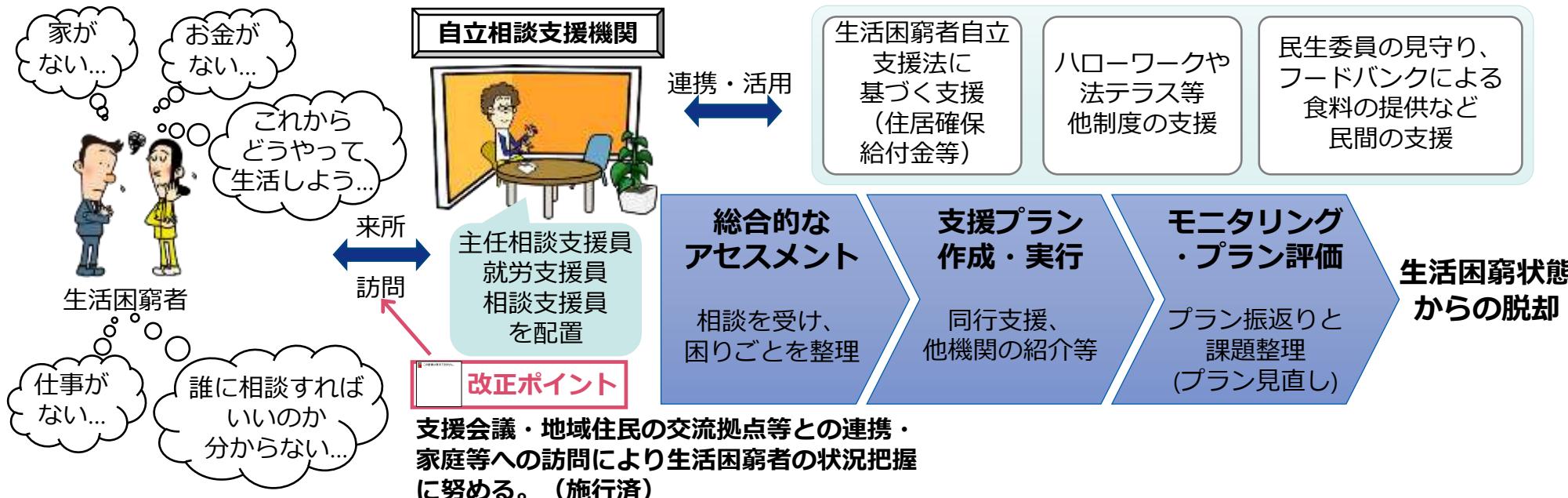
改正ポイント

支援の概要

改正ポイント

令和7年4月～ 住まい・入居後の生活支援の相談を明確化

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
 - 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- ・ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
 - ・ 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

住居確保給付金

【実績】・新規申請27,169件

・新規決定24,272件、特例再支給決定13,518件

・支給済額77.2億円 (いずれもR4速報)

対象者

住居を失うおそれがある生じている以下①又は②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者



相談
窓口



ハローワーク



<支給要件>

○**収入要件**：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）+家賃額

○**資産要件**：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
(特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円)

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ① 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3ヶ月（求職活動等を行っている場合は3ヶ月延長可能（最長9ヶ月まで））

期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

※令和7年4月～**改**住居確保給付金を拡充し、収入が著しく減少した、年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者に対し、

改正ポイント

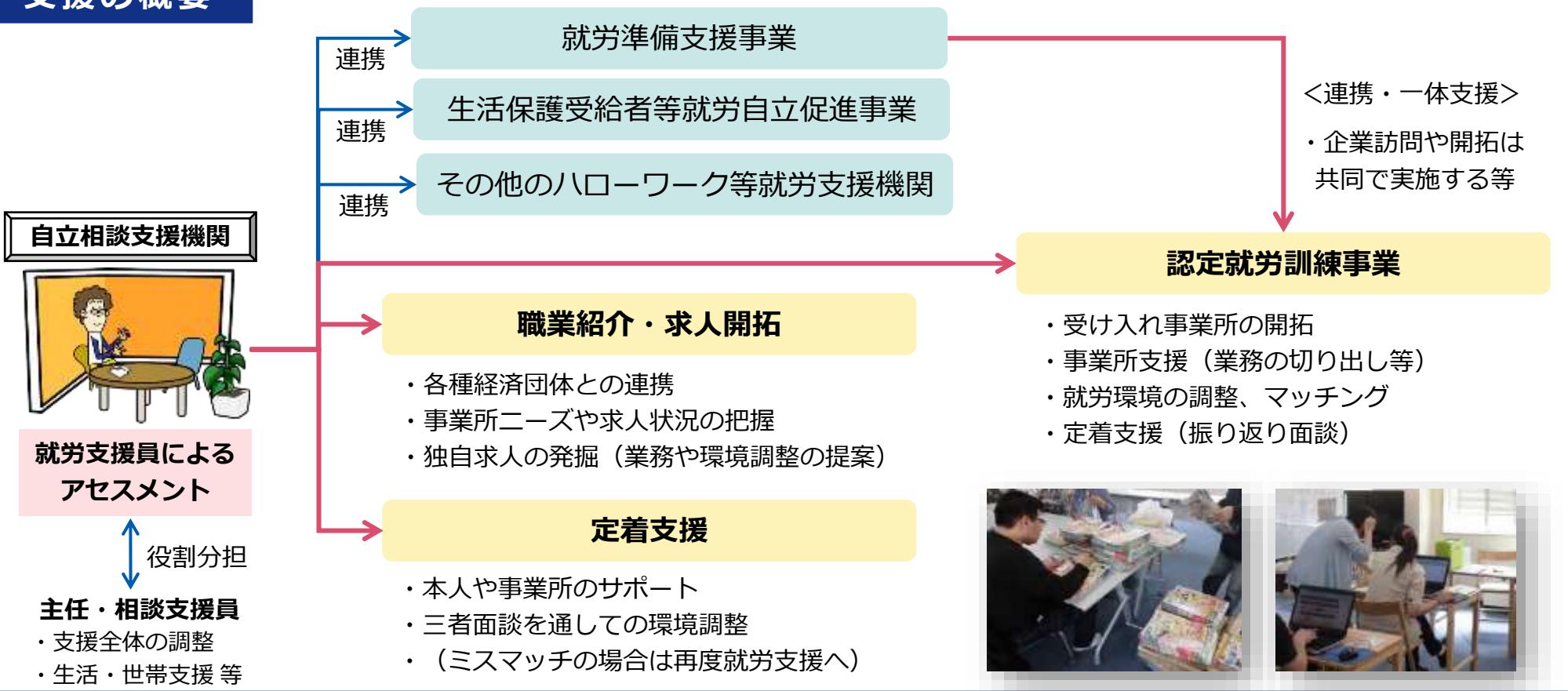
家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で賃貸住宅に住み続けることができるよう、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代・礼金等）を補助（詳細検討中。一定の収入要件・資産要件あり、求職活動要件なしの見込み。）。

自立相談支援機関による就労支援

対象者

ある程度、時間をかけて個別支援を行うことで就労可能な者や、他の就労支援策の適用がない者

支援の概要



期待される効果

- 自立相談支援機関でも独自の求人や企業連携を行うことで、新たな働き方の創出や就労支援の選択肢が広がる。

就労準備支援事業

【実績等】

- ・731自治体（81%）（R5）
- ・利用4,817件（R4）

対象者

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るために指針（告示）を策定することとする。←

改正ポイント

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

※令和7年4月～ 必ず自立相談支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、←
効果的・効率的に実施するものとする。

改正ポイント

- ・（利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・（利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
- 自尊感情や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している
等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



(グループワーク)



(農作業体験)



(職場見学・就労体験)

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R5.3.31時点）】
・認定件数2,182件
・利用件数551件

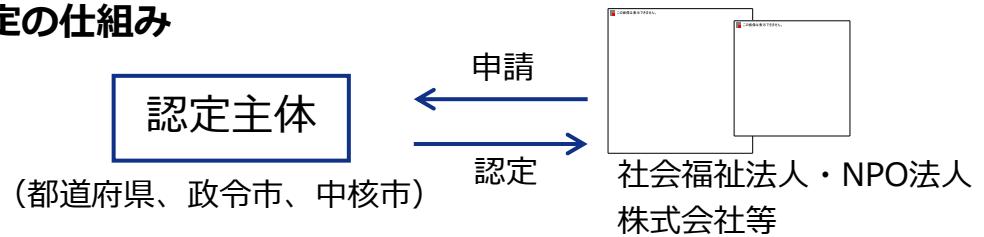
対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者

支援の概要

- 認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。

①認定の仕組み



②訓練の種類

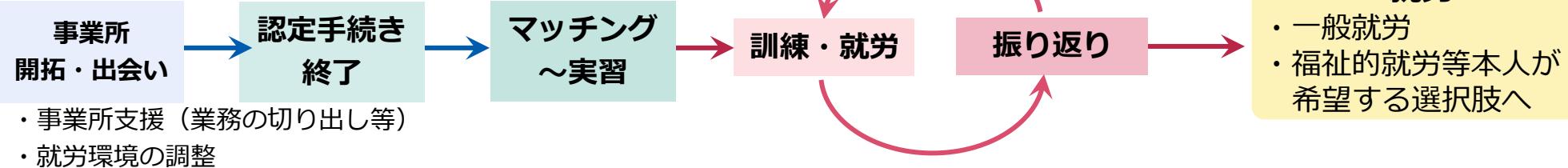
非雇用型

- 無償・有償での就労訓練が可能
- 本人の体調や作業内容について調整

雇用型

- 最低賃金～給与規定に沿った賃金
- 就労条件における一定の配慮や対応

③就労訓練事業の実施モデル



期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

家計改善支援事業

【実績】

- ・756自治体（83%）（R5）
- ・利用16,845件（R4）

対象者

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るために指針（告示）を策定することとする。←

改正ポイント

家計の状況がわかつていなかつたり、収支の変化が大きかつたり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

※令和7年4月～ 国庫補助率を原則2分の1から3分の2に引上げ。←

改正ポイント

（必ず自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。）

- ・ 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- ・ 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

＜支援の流れとねらい＞

家計に対して指導を行うわけではない

- 1. 世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）**：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。
- 2. 月単位又は数年先の家計推移の見通し立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）**：
家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）
- 3. 繼続面談を通じたモニタリング**：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】



滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- ・ 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- ・ 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- ・ 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・600自治体（66%）（R5）
- ・事業利用者41,285人（R4）

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援の概要

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



期待される効果

- ・子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。（貧困の連鎖防止）